

地震発生時における職員の参集基準を見直した上で、この参集基準が職員に周知されるよう全職員を対象とした安否状況確認や参集訓練を実施したもの

p. 71 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター No. 53  
(令和6年財政援助団体等監査)

指摘の概要

法人は、首都直下型地震等に備え「東京都健康長寿医療センターBCP（注）一震災編一」を策定し、職員の参集基準を定めている。また、これに基づき「危機管理マニュアル」を策定するとともに、法人の全職員に携帯用の防災カードを配布し、これらに参集基準を記載している。

これらの参集基準を確認したところ、危機管理マニュアル及び防災カードに記載された大規模地震発生時の参集基準がBCPのそれと異なる内容となっていた。

そこで、BCP等における地震発生時の参集基準について、業務継続体制が確実に確保されるよう記載を統一することを求めた。

措置の概要

法人は、BCPの参集基準を見直した上で改訂し、職員ポータルサイトを通じて職員に周知した。また、これに合わせて危機管理マニュアルを改訂するとともに、防災カードの記載も修正した。

また、今後、BCPや危機管理マニュアルを改訂する場合は、両者を一体的に検討し、相互にかい離が生じないよう留意してその改訂内容を正しく防災カードに記載することとし、各部署防災担当者の会議において、これらを周知した。

さらに、職員に正しい参集基準が周知されるよう、災害対策本部立ち上げ訓練の際、全職員を対象とした安否状況確認及び参集訓練を実施した。

(注) 災害などの緊急事態が発生したときに、損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための計画

診療費の未収金について弁護士による債権回収を活用するとともに、交通事故未収金管理表を用いた管理を行うなどの再発防止策を実施するもの

p. 74 地方独立行政法人東京都立病院機構 No. 56  
(令和6年財政援助団体等監査)

指摘の概要

病院では、診療費の未収金について、弁護士に債権回収を委任するなど、その回収に取り組んでいるが、過年度の高額未収金案件について、交通事故の自賠責保険による支払が滞り、督促が1年以上行われていないものや、海外にいる家族からの分割支払が滞り、督促が3年以上行われていないものがあった。

未収金回収は、債務者等の現状を把握し、機を逸することなく対応することが必要なため、未収金管理に当たり、債務者等への対応を適切に行うよう求めた。

措置の概要

法人は、患者家族と連絡がつかないなどのことから、両案件について、それぞれ弁護士に債権回収を委任した。

また、再発防止策として、①交通事故の案件については、患者・加害者・損害保険会社と継続的に交渉し、診療費の支払までのスケジュールを交通事故未収金管理表で管理することとした。②診療費を分割支払している案件については、分割納入者リストに基づき入金確認を行うとともに、確認ができない場合は速やかな催告を行うこととした。③未収金高額上位20件については、高額案件管理表で管理し、毎月最低一回は医事課長を交えた関係者で情報共有を行うこととした。④法人は、通知文で各病院等に対して事案の共有と注意喚起を行うとともに、事務局長会において回収が困難なものは弁護士への委任を積極的に活用するよう周知した。

委託業務の契約を一本化し、競争性の向上及び事務処理の効率化を図ったもの

p. 34 都市整備局 No. 16 (令和6年定例監査)

意見・要望の概要

局は、同一部で運用する2つのポータルサイトのホスティング業務を個別に委託しており、いずれも100万円未満のため随意契約であった。

これらの契約は、その内容から合わせて1件の契約とすることが可能であり、そうした場合には100万円を超えるため、入札による契約手続となり、競争性の向上や事務処理の効率化を図ることができる。

そこで、これらのホスティング業務委託について、契約をまとめるなどの見直しを検討するよう要望した。

措置の概要

局は、2つのポータルサイトの運営について、ホスティング業務のみならず、更新・維持管理業務も含めた委託業務について、契約を一本化した。

また、新たにポータルサイトを立ち上げる際は、コスト面や事務処理の効率化などの観点から十分な検討を行い、必要に応じて既存の委託業務の中に集約することを部課長会で周知した。